

男女平等教育に関する考察

—霞が関の問題意識の欠如—

Critical Views on the Education for Gender Equality in Japan with
Particular Reference to How the Government Responds to its Practice

佐藤 実 芳

Miyoshi SATOH

はじめに：日本の霞が関（中央官庁）と男女平等教育

フェミニズムの発展した欧米においては、男女平等の実現の施策が行政の多くの分野で進められた。その結果、教育の分野特に初等教育と中等教育の分野で、男女平等を実現するためのさまざまな教育実践が開発されている。これらの教育は英語では、Education for Gender Equality（両性の平等を目指す教育）などと呼ばれる。本稿ではこれらの教育理念と実践を、「男女平等教育」という表現で記述する。

さて男性中心の日本社会においても、地球社会のグローバル化の影響は年々大きくなり、女性の権利の向上を求める世界的な流れを無視することができなくなってきた。そして国の行政機関（霞が関）においても、外務省を窓口にして、女性の権利の向上を求める条約等の批准を契機に、国内法〔例：雇用機会均等法（1985年）〕の整備と行政施策の実施とを行うようになった。しかしながら男性中心の日本社会の中で、特に男性支配が強いとされる霞が関の官僚世界が、ラディカルなフェミニズムの動きをそのまま受け入れることはあり得ない。そこで本稿では、初等・中等教育における男女平等の実現に関する霞が関の消極的な姿勢を、関係官庁の年次報告書である各種「白書」の記述の分析を通じて明らかにしたい。

1. 女性の権利の拡充に関する国際社会への関心

（1）アメリカの取り組みとフェミニズムへの関心

欧米においては、男女間の格差（不平等）の解消が、もっぱら女性が被る不利益の解消を目指し、「性差別」あるいは「女性差別」の観点から、1970年代以降主要な社会問題になったとされる⁽¹⁾。一方男性に対する差別（例：父子家庭への経済的支援が母子家庭よりも少ない問題）は、女性に対する差別ほどは検討されなかった。男女平等の実現は、主として女性の立場からの権利の向上と格差の解消を求める運動となった。中でも英語圏のアメリカ、イギリスにおける女性差別の問題への取り組みが、国際的な影響を大きく与えた。そしてアメリカ・イギリス

でのフェミニズム運動の発展に加えて、第二次大戦後のアメリカ合衆国の国際社会における影響力の大きさ、英語が事実上国際共通語の地位を確立したことも、この両国の取り組みへの国際的な関心を高めた。

特に日本においては、第二次大戦後アメリカからの文化的な影響が大きく、また英語以外の外国語を理解できる人が少ないという言語上の問題もあり、女性問題に関しては主にアメリカ合衆国の動向に影響を受けてきた。女性の権利の拡充を求めるアメリカに端を発した政治・社会運動は、当初1970年代頃までは「ウーマン・リブ」と呼ばれた。そしてその根底にある性差別の解消と女性の権利の拡充を求める考え全般を、1980年代に入り「フェミニズム」と呼ぶようになる。

(2) 国際社会の取り組み

アメリカのウーマン・リブ運動の高揚の影響を受けた国際社会は、国際連合を舞台にしてその試みを国際的に広めようとした。まず1972年の第27回国連総会で、1975年を国際婦人年と決議し、メキシコで国際婦人年世界会議（1975年）を開催して、「世界行動計画」を発表した。続いてコペンハーゲン会議（1980年）、ナイロビ会議（1985年）、北京会議（1995年）などの国際会議が、周期的に開催された。

日本のメディアや研究者には、米英フェミニズムの影響が強かった。しかし中央政府（霞が関）は国連重視の外交政策をとっていたこともあり、国際連合の女性問題への対応に影響される形で施策を進めた。その結果日本では国際婦人年を契機として、様々な官民による女性の権利や福祉の向上を目指す組織が生まれ、婦人差別撤廃条約の批准や国内法の整備を求める運動が広まった。

(3) イギリスの取り組みへの関心の高まり

しかしながら日本と異なり、アメリカは50もの州からなる連邦国家であり、女性問題のような内政に関わる事項は、各州により法制度とその運用状況が異なる。それゆえアメリカの女性の権利とその施策の実態を、「アメリカの女性は・・・・・・である」というように一般化するのは困難である。例えば世界の芸術や流行の最先端を行くニューヨークなどの東部の都市部と、農業がさかんで保守的な南部の田園地帯とでは、女性の社会進出やそれに対する住民の考えがかなり異なる。しかもアメリカ合衆国は国の歴史も新しく、国土も広く、移民の多い国であることなど、社会的な条件において日本とは異なる点が多い。それに比べて国土の面積、国家の歴史の長さ、島国であるなどの点で、日本と同じ社会的な特徴を持つイギリスの方が、政治社会問題や社会的な現象を比較したり、また先例として学ぶのに適しているという考えも出てきた。

高度経済成長以降、日本の工業製品はまずアメリカ合衆国に輸出され、1970年代に入るとヨーロッパ市場にも出回るようになる。ヨーロッパではEUが1986年に域内の人、物資、サービスの移動の自由化と域内の関税の自由化を実施した。またイギリスでは1979年から1990年まで政権を担ったサッチャー首相（Margaret Thatcher, 1925年 - ）が、経済活動の規制の緩和を推進して、海外資本の導入に積極的であった。その結果ロンドンがニューヨークと並ぶ国際金融

の中心地となり、日産などの日本企業の工場がイギリス国内に設立された。イギリス特にロンドンが、日本のEU進出の拠点となったのである。日本企業のビジネスマン、多くの留学生、メディアの関係者が、ロンドンを中心としてイギリスに、1980年代以降多数滞在することになった。イギリスには英語の研修のため女性の留学生も多かった。そこで1980年代以降になると、イギリスのフェミニズムの動向に対して、日本人特に女性研究者の関心が高まることになった。

(4) 北欧の取り組みへの関心

社会福祉に関しては、スウェーデンなどの北欧諸国が、世界で最も進んでいるとよく言われる。そのため女性問題に関して、北欧諸国の施策に対する日本の関係者の関心は当然ながら高かった。しかしながら、言語の問題や、アメリカやイギリスに比べて経済交流の規模の小ささと人的交流の少なさなどがあり、北欧の国の女性問題に向けての施策は、一部の研究者や北欧への渡航者などの限られた関係者にしか知られていなかった。しかし21世紀になりコンピュータ、インターネットなどの情報通信手段の急激な進歩とグローバル化の進行にともない、北欧に関する情報が急速に日本で広がるようになった。そして北欧の国々の女性の権利の向上に関する施策が、日本の関係者の間で広く知られるようになった。

2. 内閣府男女共同参画局における「男女共同参画」の考えと男女平等教育の施策

(1) 霞が関は、「男女共同参画」の理念を採用

男女平等教育における日本政府の関心や問題意識を分析するには、「男女共同参画社会」の実現にむけての施策を担当する、内閣府の見解をまず取り上げる必要がある。現在日本の中央政府の行政の課題、目標、施策、主要な統計データ等は、各省庁がほぼ毎年「白書」を出版して公表している。男女共同参画に関しては、内閣府の男女共同参画局が『男女共同参画白書』を毎年刊行している。

国際社会においては、女性の権利の向上の施策を示す用語や概念として、「反女性差別」、「反性差別」、「男女平等」、「機会均等」などが一般的に用いられる。しかし日本では、社会への女性の進出が欧米より遅れており、特に行政権力の中核にいる政治家や官僚の圧倒的多数を男性が占めていた⁴²⁾、現在でも依然として同様である。また保守政党で女性の権利の向上には比較的熱意の薄い自由民主党が、第二次世界大戦後長期間政権を担っていた。その結果、フェミニズム運動の用いる「女性差別」、「男女平等」等の考えは、政界や官界では好まれなかった。「男女平等」という用語よりも、男性中心の社会や文化を批判するニュアンスのない「男女共同参画」という造語を代わりに作り、女性の権利の向上に関する行政施策を表現する概念としたとされる。男女共同という言葉の中には、女性差別をラディカルに批判するのではなく、「男女仲良く協力して」、穏健に社会を運営しようというニュアンスが示されている。

しかしながら「男女共同参画」を英語で「partnership and participation of both sexes など」と直訳したところで、国際社会には通用しない。そこで「男女共同参画」の英訳は「gender equality (直訳すると「性の平等」、意識すると「男女平等」)」と意識している。これなら国際社会に対して、日本は男女平等の実現に向けて取り組んでいると、堂々と訴えるこ

とができる。さすがにフェミニズム的な考えになじみのない政官界の長老達も、英語表記に対してまでは文句を言わないようである。男性支配が依然として強力な日本国内に向けては、「男女共同参画」という言葉で、フェミニズムなどとは一線を画すという印象を与えながら、一方で国際社会に対しては「性の平等」を標榜して、進歩的なポーズを示している。日本の役所の遅しさを感じる次第である。

(2) 「男女共同参画白書」の創設

日本は先進国の中で、女性の社会的進出が極めて遅れていると言われる。しかし女性の社会進出が進む国際社会の一員として、女性の社会進出の遅れを放置し続けるわけにもいかず、政府は1985年に「女性差別撤廃条約」を批准した。その後1994年に、女性の権利向上に関する施策の担当部局として、総理府に「男女共同参画室」を設けた。その後同室が中心となって、女性の権利の向上に関する法律（後の「男女共同参画社会基本法」）の制定の準備をした。そして1999年に「男女共同参画社会基本法」を制定した。

男女共同参画社会の形成の状況及び形成の推進に関する施策についての年次報告書⁽³⁾として、総理府の「男女共同参画室」が、『男女共同参画白書平成10年版』を1998（平成10）年に刊行した。その後『男女共同参画白書』が毎年刊行され、男女共同参画に関する状況と国の施策が公表されている。なお中央官庁の機構改編に伴い、2001年からは内閣府の「男女共同参画局」が、同白書を毎年発行している。

(3) 『男女共同参画白書』における男女平等教育の課題

国政における男女平等教育の問題状況と施策の推進とについては、各年度の『男女共同参画白書』にその要点が記述されている。執筆者は、男女共同参画局で実務を担当する行政官（官僚）である。同白書の記述の変遷を年次ごとに検討することにより、国政における男女平等教育の施策の状況の変化が分かる。もちろん白書の中では、問題状況と施策の記述は互いに深く関連して記述されている。官庁は当該年度の問題状況を把握することにより、次年度の施策を提言するからである。また官庁がたとえ問題の存在を把握していても、肝心の対策を考案してさらにそれを実施するための予算を組まない限りは、その問題に真剣に取り組む気があるとは評価されない。そこで本稿では、白書の「施策」に関する記述の分析に焦点を絞る。また紙幅の関係上、本稿ではこれまでに毎年刊行されたすべての『男女共同参画白書』の記述を、時系列的に分析することはできない。そこでまず1999年の「男女共同参画社会基本法」の成立当時の施策を扱っている『男女共同参画白書平成12年版』⁽⁴⁾と『男女共同参画白書平成13年版』⁽⁵⁾の2冊の記述をみていこう。そして「男女共同参画社会基本法」制定前後の時期の、男女平等教育に対する中央官庁の基本姿勢を明らかにする。

(4) 『男女共同参画白書平成12年版』に記述された男女平等教育の施策

『男女共同参画白書平成12年版』では、平成11年度に講じた男女平等教育に関する施策について、第3章「女性の人権が擁護・推進される社会の形成」の第4節「男女共同を参画し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」の「1 男女平等を推進する教育学習」（同白書227頁～230頁）で記述している。その内容項目は（1）初等中等教育の充実、（2）高等教育におけ

る男女平等教育の推進、(3) 社会教育の推進の3点である。このような3項目からの構成区分は、文部科学省の部局構成(①初等中等教育局、②高等教育局、③生涯学習局)に対応したものであると思われる。

学校教育の所管官庁は文部科学省(2001年1月に文部省から改編・改称)であり、初等中等教育局(幼稚園、小学校、中学校、高等学校を所管)、高等教育局(大学、短大等を所管)、生涯学習局(成人の学習機関、図書館、公民館等を所管)が、男女平等教育に関する施策をそれぞれ行っている。そこで『男女共同参画白書』においても、それぞれの局ごとの施策をまとめて記述するのが、役所の業務としては理にかなう。もちろん同白書の原稿は、内閣府(2000年までは総理府)の官僚が執筆する。しかし原稿執筆に必要な資料の入手、施策の詳細に関する照会、そして完成原稿の合議などの作業を各部局に分担して依頼することができるから、文部科学省の部局構成に合わせて男女平等教育の内容を前述のように3つに区分すると、資料収集と執筆作業がスムーズにできる。

さて本稿で検討する初等中等教育(小学校、中学校、高校)に関する施策は、(1)の初等中等教育の充実記述されている。その内容は、「ア 学校教育における指導の充実」と「イ 家庭科教育の充実」との2点である。アの指導の充実については、同白書では具体的な指導について、社会科、家庭科、道徳及び特別活動等を中心にして指導しているとして、次のように記述している。

「① 学校では、男女の協力の大切さなど、②中学校では、家族制度における両性の本質的な平等や理性についての理解など、③高等学校では、人間の尊厳と平等、男女相互の理解と協力などをそれぞれ指導している」⁽⁶⁾

また改訂された新学習指導要領⁽⁷⁾において、中学校の特別活動、高等学校の公民科、家庭科において「男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性」、「職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であること」などについて、指導の充実を図っていると記述している⁽⁸⁾。

(5) 『男女共同参画白書平成13年版』における男女平等教育の施策

翌年に刊行された同白書の平成13年版でも同様に、第10章「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」の第2節で、「多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実」を記述している。その第1節で「男女平等を推進する教育・学習」を記述している。

第1節の第1項「初等中等教育の充実」には、小見出しを除くとわずか8行程度の記述しかない。以下にその記述の中で男女平等教育の内容が具体的に分かる部分を引用しよう。

「(1) 学校教育全体を通じた指導の充実等： 小学校、中学校及び高等学校における男女平等に関する教育について、引き続き児童生徒の心身の発達段階に応じて、社会科、家庭科、道徳及び特別活動等を中心に指導を行う。 —— (3行ほど略) ——

(2) —— 1行略 高校生が保育や介護に関する体験活動に取り組む、高校生保育介護体験事業を引き続き実施することとしている」⁽⁹⁾

(6) 2000年当時の『男女共同参画白書』の内容と霞ヶ関の男性社会

『男女共同参画白書』の平成12年版(2000年発行)と平成13年版(2001年刊行)における男女平等教育に関する記述を見る限り、男女平等教育に国が本腰を入れて取り組もうという姿勢はあまり感じられない。あくまでも一部の教科(家庭科を中心に社会科、道徳)で取り上げる内容の一つとして位置づけているだけである。学習指導要領に記述された指導の方針に関する全般的な記述(例:「男女協力して」等)を、引用しているだけに過ぎない。目新しい具体的な施策は、高校生の保育介護体験の事業の推進について、平成13年版で述べているだけである。男女平等を学校教育の中で、少しだけ時間を割いて申し訳程度に啓蒙しようという姿勢にとどまっている印象を受ける。日本の学校現場で男女平等教育に関する施策が、あまり実施されていないことも背景にあるのかも知れない。

白書は官庁の年次報告書である。だから前衛的・先進的な考えや試みについて、詳細に記述しない側面もある。また官庁の発行する白書の内容は、完成前に総理府内の主要部局及び関係省庁に合議の手続きをする。執筆担当者は当然ながら、霞ヶ関の全体的な意見や風潮を無視して原稿を作成することはできない。あまり急進的な内容を執筆すれば、白書刊行に必要な他の部局や他の省庁の合議がとれないからである。霞ヶ関自体が圧倒的な男性社会である以上、「男女共同参画白書」の内容が、官僚の大半を占める男性からみて穏健な内容にとどまるのは避けられない。

(7) 2000年当時の女性の社会参画状況：霞ヶ関の高級官僚は男性社会

それでは2000年当時、国政における女性の社会参画の状況はどの程度であったのであろうか。男女共同参画局が収集し公表した統計データを指標として、検討してみたい。

国政に携わる国会議員(衆議院、参議院)、国の審議会の委員、「高級官僚」(指定職と行政職9級以上)⁽⁴⁰⁾について、女性の占める比率を表1に示した。これらの中で国の審議会の委員が、女性の占める比率が約2割で一番高く、逆に一番低いのが「高級官僚」である。特に高級官僚の頂点にある指定職については、1722名の指定職の行政官の内女性はわずか7名であり、実質的に男性が独占していることが分かる。一方女性の比率が比較的高い審議会の委員は、短期間委嘱される職務である。また審議会の権限は行政の長(大臣等)へ諮問することに限られ、予算・人事などの行政の執行権はない。それに比べて国政の実権を握るとされる霞ヶ関の高級官僚(指定職と行政職9級以上)は、ほぼ全員が男性である。

そもそも任期制の審議会の委員と異なり、年功序列の霞ヶ関の官僚の世界では、新卒の女性職員が昇進して「高級官僚」になるには、長い年月が必要となる。そのため国の行政において男女が実質的に共同に参画する状況が生じるには、男女共同参画社会基本法の施行後に、多数の女性が官僚として就職したとしても、かなりの年月を要する。しかも現在においても、高級官僚の登竜門である国家公務員試験のI種の合格者は、大半が男性である。例えば、2010年度と同試験では、合格者は全部で1314人であり、その内女性の合格者は272人(20.7%)であった。全合格者に占める女性の割合が初めて2割を超えて過去最高になったとはいえ、ようやく高級官僚の卵の2割が女性になっただけである。ただし女性の場合は、結婚・出産・育児など

による中途退職をする可能性が男性よりも高い。だから20～30年後でも、女性幹部の比率が2割を超えるのは困難ではないかと思われる。このような状況では、霞が関は当分の間どころか、半永久的に圧倒的な男性社会のままであろう。

表1 女性の国政参加の程度（1999年）現在

	調査時点	調査項目		
		全議員数	女性議員数	女性議員の占める比率
1 国会議員（衆参合計）	3月	750名	68名	9.1%
2 国の審議会の委員	9月	4246名	842名	19.8%
3 国家公務員指定職	3月	1722名	7名	0.4%
4 国家公務員行政職9級以上の職員	3月	7980名	102名	1.3%

〔出典〕総理府編『男女共同参画白書平成12年版』附属統計表 第3表、第4表、第24表

なお男女共同参画社会の推進を審議する「男女共同参画審議会」は、2000年4月時点で25名の委員から構成されていて、その内女性は3分の2の15名であった⁽¹¹⁾。女性委員が過半数を占める唯一の国政審議会である。

（8）『平成21年版男女共同参画白書』における男女平等教育の施策に関する記述

続いて最新の平成21年版⁽¹²⁾と22年版⁽¹³⁾の同白書における教育に関する記述を検討して、日本の中央行政の男女平等教育に関する最近の取り組みをみていこう。男女共同参画社会基本法が制定された2000年前後に比べて、変化はみられるであろうか。

平成21年版の同白書は、①男女共同参画社会の形成状況、②平成20年に講じた施策、③平成21年に講じる施策の3項目（①、②、③の番号表示は筆者が用いた）に分けて記述している。第1の男女共同参画社会の形成状況については、第2部第1章第11節に「教育分野における男女共同参画」という題目で、男女平等教育に関して記述している。内容は男女間の高校進学率、大学進学率の比較と、大学の専攻分野の偏りについて主として記述している。高校進学率については、既に女子が男子を若干上回っている。大学進学率については、2008年度では男子55.2%に対して女子は42.6%であるが、女子の短大進学率の11.5%を含めれば54.1%となるとしている。これらの事情を考慮して、同節の冒頭の要約の部分で「女子の大学進学率は上昇傾向にあるが、依然として男女差がある」と記述している。しかし白書では、進学率や専攻分野などは、全国規模の平均値で比較をしている。そのため、例えば難関大学や進学実績の高い高校への進学率といった詳細な数値を用いた男女間の比較はされていない。総論では確かに同白書が示すように、男女間の進学率の差は少ない。けれども各論での格差の実態（進学実績のある高校の男女の生徒数の比較、難関大学への進学者の男女の比較、等）を示す数値の集計と公表も、当局に求めたいと言える。大学の専攻分野に関しては、同年では工学系の専攻で女子が占める

割合は、全学生のわずか10.5%に過ぎない。しかし人文科学分野では女子が全学生の69.8%を占めることなどを並列的に示し、工学系の女子学生が少ないことの不平等が相殺されるかのような表現構成になっている。つまり単に女子学生の専攻分野の偏りの事実を示しているだけで、専攻分野の偏り特に工学系を専攻する女子が依然少ないこと自体が、男女不平等の重要な現象であるにとらえる、欧米のフェミニスト的な表現は見られない。

同白書の男女平等教育に関する第2の記述事項、すなわち平成20年度（前年度）に講じた「男女平等教育を推進する教育・学習」については、第2部第11章第1節で記述している。同節では、初等中等教育の充実に関して次のように記述している。また同節ではこれ以外に、栄養教諭制度の円滑な実施と食育の推進を講じたことを記述している。しかしながら、大半の学校では栄養教諭がまだ配置されていない現状には、触れていない。

「学習指導要領にのっとり、中学校の特別活動や高等学校の公民科・家庭科において、男女相互の理解と協力、職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であること、男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて、指導している」⁽¹⁴⁾

同白書の男女平等教育に関する第3の記述事項、すなわち平成21年度（当年度）に講じる「男女平等教育を推進する教育・学習」（第11章第1節）については、具体的な施策として「食育推進計画」の推進を挙げるだけで、次に示すわずかな記述にとどまっている。

「学校教育及び社会教育において、自立の意識をはぐくみ、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。また、「食育推進基本計画」を踏まえ、学校における食育を推進する。さらに、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。」⁽¹⁵⁾

（9）『平成22年版男女共同参画白書』における男女平等教育の施策に関する記述

翌2010（平成22）年に刊行された男女共同参画白書の平成22年版においても、男女平等教育に関する記述は、平成21年版とほぼ同様の内容である。よほど大きな施策を開始しない限り、わずか1年の経過で施策がほぼ同じであるのは、行政施策としてはある意味当然のことである。

以上の同白書の記述から判断すると、男女平等の教育の推進の具体的な施策は、高校の公民科と家庭科の授業で、男女の平等の意識を高めるよう注意するという程度のものである。そしてあとは食育の推進を行えばよいというように、内閣府は考えているようである。学校における男女の不平等の具体的な問題を解明しようという意気込みは、白書の記述からはあまり感じられず、女性差別に対する問題意識が希薄であると思えてならない。

けれども両白書とも男女平等教育の施策を記述した箇所とは異なる箇所、①女性の教員は、学校段階が上になるほど（例：大学の教授）比率が低くなる [平成22年版の場合、第8章第1節]、②男女平等を解消する研究を支援する [平成22年版の場合、第11章第2節2 エンパワメントのための女性教育・学習活動の充実]、③高校・大学で女子生徒・学生への就職支援を行う [平成22年版の場合、第11章第2節3 進路・就職指導の充実]、(①、②、③の番号表示は筆者が用いた) 施策を一応記述している。このように男女平等教育に関する施策について、

白書が幅広い領域で検討していることは評価できる。

(10) 『男女共同参画白書』にみる男女平等教育に対する国の姿勢

以上約10年前と最近に刊行された『男女共同参画白書』に掲載された、男女平等教育に関する記述を分析した。10年間の歳月の隔たりがあっても、『男女共同参画白書』の記述には次の2つの特徴が共通にみられる。

第1の特徴は、保守的な中高年世代や社会を支配する男性に配慮してか、男女間の不平等や女性差別について、遠慮がちな表現に終始していることである。国の行政機関が刊行する以上、社会を支配する中高年の男性を無理に刺激せず、むしろ男性の理解と協力を得ながら、女性の地位の向上を図ろうという穏健な姿勢を、『男女共同参画白書』はとっている。無論ラディカルなフェミニズムのように、男女間の格差の是正を旗印にして男性中心の社会体制を強烈に批判し、男女間に敵意を生じさせるリスクを冒すことが、女性の権利の向上を確実に実現するという保障もない。この穏健な姿勢自体の是非は、簡単には論じられない。

第2の特徴は、教育関連の施策に関する記述自体が、膨大な量に及ぶ白書の中ではあまりに少ないということである。ただしこのことから、男女平等教育に関する国の関心が低いと短絡的に断定することはできない。教育に関する所管官庁は文部科学省であるので、内閣府が作成する『男女共同参画白書』では、所管事項外の教育に関する施策に関して、それほど詳細に記述しないのは仕方がない。そこで次に、国政で学校教育を担当する文部科学省の男女平等教育に関する施策を検討したい。なお紙幅の関係上、本稿では以下最新年度の白書の分析に焦点をあてることにする。

3 男女平等教育への国（霞が関）の施策の記述（『男女共同参画白書』以外）

(1) 文部科学省における男女平等教育に関する施策

男女共同参画室が設置されている内閣府は、国家の行政の方針を決定する内閣直属の部局である。そのため男女共同参画に関する施策の立案・実行は、かなりの部分を他の省庁の男女共同参画に関する部局が実施する。男女平等教育に関しては、学校教育の所管官庁である文部科学省（2000年以前は文部省）が施策を立案・実施する。文部科学省は2002（平成14）年以降、教育・科学に関する施策の年次報告書として、『文部科学白書』⁽⁴⁶⁾を毎年刊行している。そこで最新の平成21年版の『文部科学白書』⁽⁴⁷⁾の記述を分析して、文部科学省による男女平等教育施策と同省の男女平等教育に対する姿勢を検討しよう。

(2) 『文部科学白書平成21年度版』における男女平等教育に関する施策の記述

文部科学白書は通常2部から構成されている。第1部は、その年度の文部科学行政の中心となった分野やテーマに関する特集である。平成21年版では、「我が国の教育水準と教育費」が特集テーマであった。そして特集1では「我が国の教育水準と教育費」を、特集2では「公立高等学校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金制度 Q&A」について、記述している。

同年度版の白書では、第2部の「文教・科学技術施策の動向と展開」の第2章の第4節「現代的課題の検討」の項に、男女平等教育に関連する記述がみられる。同節の4「男女共同参画

社会の形成に向けた学習活動の振興」（102頁～103頁）としてまとめられている。その内容は、①「男女共同参画社会の形成」、②「教育・研究分野における男女共同参画に関する取組」、③「女性教育施設における活動」の3点に区分して記述されている。

①の「男女共同参画社会の形成」では教育に関連する記述はなく、③の「女性教育施設における活動」は、研究施設、運動団体に関する記述である。学校教育に関する施策は、②の「教育・研究分野における男女共同参画に関する取組」にまとめて記載されている。しかしその学校教育に関する記述は、次の箇所だけであり極めて少ない。

「文部科学省では、男女共同参画社会の形成に向けて、教育・学習が果たす役割が極めて大きいと認識し、学校・家庭・地域などあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実などを図っています。学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解・協力について適切に指導するとともに、男女が共に各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられるよう、進路指導や就職指導に努めています。」⁽¹⁸⁾

（3）男女平等教育に対する文部科学省の消極的姿勢

上記のように、文部科学白書における男女平等教育に関する記述は、記述の量が大変少ない。しかも文面は「男女平等を推進する教育」や「男女の平等や相互の理解・協力」などといった建前を述べるだけで、具体的な授業の内容や中身には全く触れていない。

このような消極的な姿勢の背景には、文部科学省内の業務分掌体制があることは間違いない。文部科学省には「男女共同参画学習課」があるが、生涯学習局に所属している。学校教育を管轄する初等・中等教育局には、男女共同参画を主な業務とする部局はない。「男女共同参画学習課」が生涯学習局に属しているため、成人の教育、家庭での教育、公民館における教育などに関しては、自治体に補助金を交付したりして施策を執行することができる。しかし担当業務外の学校教育については、初等・中等教育局に原則として一任せざるを得ない。男女共同参画課が管轄する団体や機関には服飾関係などの機関が多く、女性が携わる業界の施策が業務の中心で、必ずしも女性の権利の向上に専念して業務を遂行しているわけでもなさそうである⁽¹⁹⁾。

（4）人権教育の中での男女平等教育（文部科学省・法務省）

日本では、差別に反対して被差別者の権利の向上を求める運動において、水平社の結成（1922年）以来の部落解放運動が、先駆的な役割を果たしてきた。学校教育に関しては、被差別部落の多い西日本の自治体を中心に、部落差別の解消を目指す同和教育が展開された。そして同和教育の実践が、1980年代以降の国際的な人権運動の高揚と結びつき、部落差別に加えて障害者差別、女性差別、外国人差別などを含めて、人間に関するあらゆる種類の差別と闘う人権教育へと発展していった。

国政における人権を担当する省庁は、法務省である。ただし法務省は内閣府同様、学校教育を所管業務とはしない。それゆえ法務省が単独で刊行している『犯罪白書』と『出入国管理（白書）』には、当然ながら男女平等教育に関する記述はない。しかしながら、法務省は文部科学省と合同で、『人権教育・啓発白書』を毎年刊行している。同白書の中には、男女平等教育

に関する記述が、若干ながらある。

(5) 『人権教育・啓発白書』における男女平等教育に関する記述

2000（平成12）年11月、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号）が制定された。同法の第8条で、「政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育・啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない」と規定された。その規定に従い、法務省は文部科学省と共同で、『平成14年版人権教育・啓発白書』を作成して、平成15年4月に初めて刊行した。

そこで最新の『平成22年版人権教育・啓発白書』⁽²⁰⁾における、男女平等教育に関する記述をみしてみる。しかし残念なことにこの白書でも、学校での男女平等教育の推進に関する記述は、極めて貧弱なものである。同年版白書の第1章「平成21年度に講じた人権教育・啓発に関する施策」の第2節「人権課題に対する取組」の「1 女性」の「(4) 男女平等を推進する教育・学習、女性の生涯学習機会の充実」の項で、次のように簡素に記述しているだけである。法務省や文部科学省にとって人権教育の中身は、いじめ、高齢者、被差別部落、高齢者、障害者など多岐にわたる。しかしそれらの教育に比べて、男女平等教育という概念やその教育実践に対する官僚の関心は、まだ高くないようである。

「文部科学省では、男女共同参画社会の形成のため、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて、社会科、家庭科、道徳、特別活動等を通じて、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性について指導を行った。」⁽²¹⁾

まとめ：今後の検討課題

中央官庁の年次報告書である行政白書を検討すると、男女平等教育つまり男女間の格差の是正を目指す教育に関する記述が、大変貧弱であることが明らかになった。中央集権の傾向の強い日本の教育行政において、男性が圧倒的に支配する霞が関では、まだまだ女性の権利向上特に男女平等教育の遂行には、周囲の男性への配慮が必要なようである。しかしながら、白書は市販して公開する報告書であり、他省庁、政治家を含めて、広く国民一般の目を意識して記述するものである。論争の対象になる事柄に関しては、慎重な表現が選ばれる傾向も強い。フェミニストの考えに基づく教育実践には、保守的な考えの持ち主が過敏に反応して批判・非難するものもよくある。担当者が自分の考えを抑えて、無難な記述に終始する場合もあるであろう。それゆえ白書の記述の分析だけで、国政の担当者の男女平等教育に関する姿勢を判断するのは早計である。若手や中堅の官僚には、自分の職務に誇りを持ち、熱意をもって毎晩遅くまで勤務する者が多い。これらの熱意が白書の記述には表れない場合もある。

そもそも学校教育行政は、都道府県（高校）、市町村（小・中学校、高校）などの自治体が、実際には管理運営している。また男女平等教育に関しては、地域単位、学校単位、または個々の教員の裁量により教室単位で、斬新で魅力的な教育実践が行われている。それゆえ国政の行政白書の記述には表れない様々な実践を、検討することが必要である。そこで次は、地方自治体の男女平等教育の取り組みについて検討してみたい。

[注]

- (1) 1960年代にアメリカ合衆国の大都市部から「ウーマン・リブ運動」が発生し、その後次第に世界各地に波及した。第二次大戦後アメリカの既婚女性の多くが、専業主婦として家庭にとどまり、社会で就業していない不満が高まったことが、運動発足の背景にあったと考えられる。そこでまず女性の労働の自由が求められて、続いて政治、文化、宗教、医療などのあらゆる分野に向けて、女性の権利の拡大が求められるようになった。日本では1970年代に各地で「ウーマン・リブ」の集会が開かれ、社会の注目を集めた。
- (2) 日本の国会議員の内女性議員の比率は、1980年代を通じてわずか3%強に過ぎず、特に衆議院では女性議員は一桁しかいなかった。欧米で女性の社会進出が進んだ1980年代でも、日本の政界は依然として圧倒的な男性社会であったことがわかる。また1990年代においても特に衆議院では女性の議員は、10名強に過ぎなかった(表2参照)。
- (3) 男女共同参画社会基本法の第12条の規定により、内閣府(男女共同参画局)は、①その年度における男女共同参画社会の形成の状況に関する年次報告と、②翌年度において講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を記述した、「男女共同参画白書」の作成を義務づけられた。
- (4) 総理府編『平成12年版男女共同参画白書』2000年6月、大蔵省印刷局刊行。
- (5) 内閣府編『平成13年版男女共同参画白書』2001年9月、財務省印刷局刊行。

表2 日本の女性議員数(国政)の推移

元号	西暦	国会議員数			衆議院議員			参議院議員		
		総数	女性議員数	女性議員の割合	総数	女性議員数	女性議員の割合	総数	女性議員数	女性議員の割合
		人	人	%	人	人	%	人	人	%
昭和25年11月	1950	699	24	3.4	449	12	2.7	250	12	4.8
30年5月	1955	716	23	3.2	466	8	1.7	250	15	6
35年9月	1960	698	24	3.4	451	11	2.4	247	13	5.3
45年1月	1970	733	21	2.9	486	8	1.7	247	13	5.6
55年7月	1980	762	26	3.4	511	9	1.8	251	17	6.8
58年8月	1983	746	27	3.6	497	9	1.8	249	18	7.2
59年9月	1984	757	27	3.6	508	8	1.6	249	19	7.6
61年1月	1986	750	27	3.6	502	8	1.6	248	19	7.7
61年7月	1986	763	29	3.8	512	7	1.4	251	22	8.8
62年3月	1987	760	29	3.8	509	7	1.4	251	22	8.8
63年3月	1988	757	29	3.8	506	7	1.4	251	22	8.8
平成元年2月	1989	752	29	3.9	500	7	1.4	252	22	8.7
元年7月	1989	749	40	5.3	497	7	1.4	252	33	13.1
2年2月	1990	763	45	5.9	512	12	2.3	251	33	13.1
4年3月	1992	751	46	6.1	502	12	2.4	249	34	13.7
4年7月	1992	752	49	6.5	500	12	2.4	252	37	14.7
5年3月	1993	749	49	6.5	497	12	2.4	252	37	14.7
6年3月	1994	761	52	6.8	509	14	2.8	252	38	15.1
7年3月	1995	753	51	6.8	503	13	2.6	250	38	15.2
8年3月	1996	746	48	6.4	494	12	2.4	252	36	14.3

[出典] 内閣府男女共同参画局ホームページ(2011年1月30日 閲覧)

- (6) 総理府編『平成12年版男女共同参画白書』227頁。
- (7) 小学校と中学校の学習指導要領は1998年12月に、高等学校の学習指導要領は1999年3月に、それぞれ改訂された。
- (8) 総理府編 前掲『平成12年版白書』227頁。
- (9) 内閣府編 前掲『平成13年版白書』342頁。
- (10) 指定職とは、指定職俸給表が適用される職員のことを意味する。国家公務員の場合、審議官級（部長・局次長・地方支分部局の局長など）以上と一部の研究所の所長などが該当する。行政職9級から11級は、本省の課長代理及び課長に相当する。
- (11) 総理府編 前掲『平成12年版白書』 参考資料2。
- (12) 内閣府編『平成21年版男女共同参画白書』2009年6月、佐伯印刷株式会社刊行。
- (13) 内閣府編『平成22年版男女共同参画白書』2010年6月、佐伯印刷株式会社刊行。
- (14) 内閣府編 前掲『平成21年版男女共同参画白書』146頁。
- (15) 同上 168頁。
- (16) 旧文部省は、1954（昭和29）年に『教育白書』[昭和28年度版]を初めて作成・刊行した。その後1989（平成元）年以降に、1994（平成6）年を除いて、毎年『教育白書』を刊行するようになった。そして2002（平成14）年刊行の白書[平成13年度版]から、白書の名称を『文部科学白書』に変更した。
- (17) 文部科学省編『平成21年度文部科学白書』2010年6月、佐伯印刷株式会社刊行。
- (18) 同上 103頁。
- (19) 文部科学省の男女共同参画学習課のホームページには、同課所管の財団法人と社団法人が各9団体、合計18団体が掲載されている。そのうち服飾関係の団体（「編み物友の会」など）が、半数の9団体を占める。（2011年1月30日閲覧）
- (20) 法務省・文部科学省編『平成22年版人権教育・啓発白書』2010年6月、佐伯印刷株式会社刊行。
- (21) 同上 10頁。